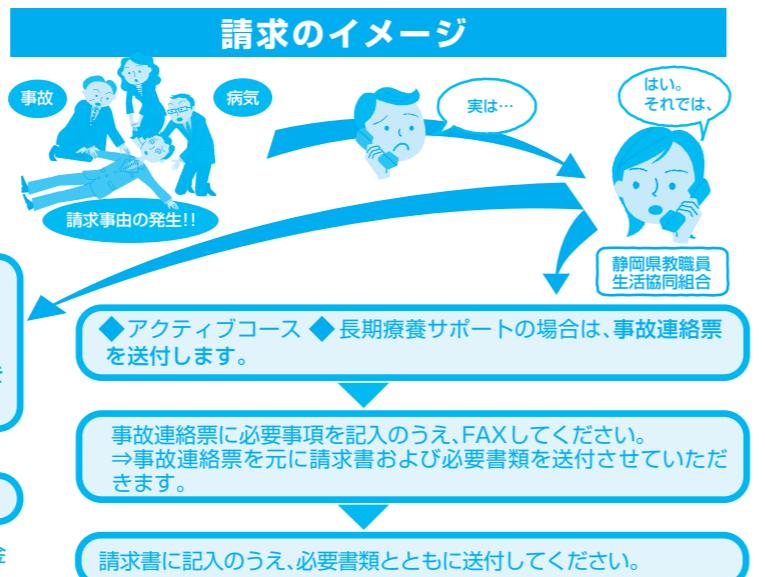


ご請求の流れについて

事故や病気など請求事由が発生したとき、まずは、静岡県教職員生活協同組合(054-282-2140)までご連絡ください。ご加入のコースにあわせて、必要となる書類をお送りいたします。



請求時に必要な書類につきましては、ご請求いただきました事由・金額また、ご加入の期間等によって異なりますのでご了承ください。

ご請求・その他の連絡先 8:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)
静岡県教職員生活協同組合 054-282-2140

残された家族をトータルにバックアップします

グループ保険は「経済的支援」と合わせて、残されたご家族をバックアップできるような「精神的支援」も実施いたします。



遺族ガイダンスとは？

遺族ガイダンスは「グループ保険」の死亡保険金のお支払いとなった組合員のご遺族、または高度障害保険金のお支払いとなった組合員とそのご家族がご利用いただける遺族支援サービスです。引き受け保険会社の担当者が請求書の記入方法のご説明に加え、葬儀後に必要な各種手続きについてご説明し、ご遺族の精神的支援を行う「グループ保険」独自のサービスです。

■MY生活応援ネットのご案内 (生活支援コース・生活維持コース・生活維持ロングのみ対象)

万一のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう保険金お支払日より3年間にわたり、以下のサービスがご利用いただけます。

高度障害保険金をお受け取りになられた方もご利用いただけます。

1 24時間健康・医療相談 (フリーダイヤル)

健康に関する不安や心配を年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

①電話相談

保健師、看護師、心理療法士、管理栄養士等のヘルスアドバイザーと顧問医が責任をもっておこなえます。

②相談内容

- ・応急処置、夜間救急相談
- ・妊娠・出産・育児
- ・メンタルヘルス
- ・介護
- ・障がい
- ・医療機関案内

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。

本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

制度内容詳細はパンフレットをご確認ください。

静岡県教職員生協 組合員のみなさまへ

2025年度 『グループ保険』 制度内容のご案内



生活支援コース	生活維持コース	医療保障コース	アクティブコース	医療費支援コース(先進医療型)	70歳継続コース
(子ども特約付障害特約付新・団体定期保険)	(半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険)	(短期入院特約付食中毒補償特約付医療保障保険(団体型))	(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))	(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約無配当団体医療保険)	(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(II型))
生活維持ロング	短期療養サポート	長期療養サポート	重病克服支援コース	短期医療プラス	医療充実コース 健康づくりサポート
(年金払特約付新・団体定期保険)	(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険)	(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険)	(7大疾病保険特約付、がん・上皮内新生物保険特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(II型))	(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険)	

●「グループ保険」は1年間ごとの制度ですので、内容変更手続きについては1月～2月の更新手続期間中のみのお取り扱いとなります。

内容を変更(制度の新規加入・増額を除く)される方は、1月から2月の更新手続期間中に変更お手続きをしてください。

新規加入・増額のお取り扱いはございません

注意事項

- ・1年更新の制度のため、原則期間途中での脱退はできません。
- ・こどもは、2025年6月1日時点で満22歳6ヶ月を超えると自動で脱退となります。
- ・退職後の取扱いが変更となります。早期・定年に関わらず現職中のみ継続可能な制度を除いて継続できるようになりました。
- ・年度末に早期退職される方は、下記フリーダイヤルにご連絡ください。



パンフレットが電子化されています。
下記アドレスまたは二次元コードで制度内容の詳細を記載した電子化パンフレットをご覧になることができます。

電子化パンフレットはこちら

▶▶▶ <https://digital-pamphlet.jp/086/a.pdf>



保険期間

2025年6月1日(責任開始期(加入日))
～2026年5月31日

申込締切日

2025年2月28日(金)

フリーダイヤル

0120-455-513

受付期間 2024年12月17日(火)～2025年2月28日(金)(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～17:30

※受付期間以外は、上記フリーダイヤルは利用できませんので、引受会社・取扱代理店(054-284-7220、フリーダイヤルではありません)までご連絡ください。

※フリーダイヤルの電話番号は毎年変わります。

静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】明治安田生命保険相互会社 公法人第四部法人営業第二部

TEL 054-284-7220 (土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

組織保険制度一覧

行政へ出向された方、管理職になられた方は『グループ保険』として継続いただけます。

制度 総称	制度名称	保障対象	配 当 金	加入対象区分				本人の 加入要件	説明 ページ	退職時の取扱い
				本 人	配 偶 者	こ ど も	親			
組織保険基本3コース	①生活支援コース (こども特約付障害特約付 新・団体定期保険【生命保険】) 〈契約者： 静岡県教職員生活協同組合〉	・死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級該当時)の時に生活復興資金として一時金をお支払い ・障害年金1級・2級該当時に障害初期給付金をお支払い	○ ○ ○ ○ ×	単独 加入可能	P.3	継続 70歳まで 更新可能です*1				
	②生活維持コース (半年払保険料併用特約付年金払 特約付新・団体定期保険【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金形式でお支払い	○ ○ ○ × ×	単独 加入可能	P.4	継続 70歳まで 更新可能です*1				
	③医療保障コース (短期入院特約付家族特約付 医療保障保険(団体型)【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気やケガで継続して2日以上の入院時に入院給付金をお支払い	○ ○ ○ ○ ×	単独 加入可能	P.8	継続 69歳まで 更新可能です*1				
組織保険オプションコース	生活支援コースオプション アクティブコース (熱中症補償特約付食中毒補償特 約付天災補償特約付普通傷害保険 (青年アクティブ型)【損害保険】) 〈契約者： 静岡県教職員生活協同組合〉	・ケガによる入院・通院・手術を補償 ・携行品の損害等身の回りの様々なリスクを補償	× ○ ○ ○ ×	生活支援 コースへの 加入が 必要です	P.9	継続 70歳まで 更新可能です*1				
	生活支援コースオプション 医療費支援コース (先進医療型) (家族特約付治療支援給付特約付 先進医療給付特約付 無配当団体医療保険【生命保険】) 〈契約者： 静岡県教職員生活協同組合〉	先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の保障	× ○ ○ ○ ×	生活支援 コースへの 加入が 必要です	P.10	継続 70歳まで 更新可能です*1				
	生活支援コースオプション 70歳継続コース (リビング・ニーズ特約付、代理 請求特約[Y]付集団無配当定期 保険(II型)【生命保険】) 〈契約者： 静岡県教職員生活協同組合〉	加入時から同一の保険料率で退職後70歳まで保障を準備できる死亡・高度障害保障	× ○ ○ × ×	生活支援 コースへの 加入が 必要です	P.11	継続 70歳満了 です*2				

退職後制度について

退職後継続を希望される場合、退職日以降5月31日まで在職中加入制度の継続加入が必要です。

退職後個人扱いの保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後制度についてはご契約者が「団体」となりますので、ご退職後も静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合が契約者となり、現職同様のスケールメリットを享受しご継続が可能となります。

(保険料の引き落としは静岡県教職員生活協同組合で別途専用の口座を設定しますので、

ご退職後も静岡県教職員生活協同組合に引き続きご加入いただくことがご継続の要件となります)

*退職後制度の詳細につきましては、21ページをご確認ください。

制度 総称	制度名称	保障対象	配 当 金	加入対象区分				本人の 加入要件	説明 ページ	退職時の取扱い
				本 人	配 偶 者	こ ど も	親			
組織保険オプションコース(継続)	生活維持コースオプション 生活維持ロング (年金払特約付新・団体定期保険 【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金形式でお支払い	○ ○ ○ × ×	生活維持 コースへの 加入が 必要です	P.12	継続 75歳まで 更新可能です*1				
	生活維持コースオプション 短期療養サポート (特定精神障害給付特約付初期支援給 付特約付団体総合就業不能保障保険 【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガ・精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続した場合の保障	○ ○ × × ×	生活維持 コースへの 加入が 必要です	P.13	退職後の取扱いはございません				
	生活維持コースオプション 長期療養サポート (精神障害補償特約付天災補償特 約付団体長期障害所得補償保険 【損害保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガで長期休職になった場合の所得補償	× ○ × × ×	生活維持 コースへの 加入が 必要です	P.14	退職後の取扱いはございません				
	医療保障コースオプション 重病克服支援コース (7大疾病保障特約付、がん・上皮内 新生物保障特約付、リビング・ニーズ 特約付、代理請求特約[Y]付集団級 無配当特定疾病保障定期保険(II型) 【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき	× ○ ○ × ×	医療保障 コースへの 加入が 必要です	P.15	継続 70歳まで 更新可能です*1 ※70歳以降は80歳満了時まで(退職後重病克服プラン)に加入可*2				
	医療保障コースオプション 短期医療プラス (代理請求特約[Y]付 集団級無配当医療保険【生命保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・災害による入院に加え、手術や集中治療室管理等を保障	× ○ ○ × ×	医療保障 コースへの 加入が 必要です	P.17	継続 70歳まで 更新可能です*1 ※70歳以降は80歳満了時まで(退職後医療プラン)に加入可*2				
医療充実コース	医療保障コースオプション 医療充実コース (医療保険【損害保険】) 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガによる手術保険金に加え、七大疾病や女性疾患等を補償	× ○ ○ × ○	医療保障 コースへの 加入が 必要です	P.18	継続 69歳まで 更新可能です*1				
	医療保障コースオプション 健康づくりサポート 〈契約者：静岡県教職員組合〉	健康増進に関する定期的な情報提供(年4回のパッケージ送付等)や、相談受付を実施	× ○ × × ×	重病克服 支援コースへの加入が 必要です	P.19	退職後の取扱いはございません				

*1 生活支援コース・生活維持コース・医療保障コース・医療充実コース・生活維持ロング・アクティブコース・医療費支援コース(先進医療型)・重病克服支援コース・短期医療プラスの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

*2 70歳継続コース・退職後重病克服プラン・退職後医療プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

*生活支援コース、生活維持コース、医療保障コースに現在ご加入の早期退職の方で、退職後個人扱いへの切り替えをご希望の方は引受保険会社までご連絡ください。

*医療充実コースを継続いただくには医療保障コースの加入が必要です。

退職後も70歳まで
団体扱いで継続できます。

①生活支援コース

(こども特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)

特
長

- 死亡・高度障害、障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金としてお支払いします。
- お手頃な保険料で大きな保障。
- 配偶者・こどもも加入できます。
- 「高度障害保険金」のお支払い事由に該当しない場合でも、公的障害年金1級・2級の認定に連動して、保険金・給付金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

月払保険料(加入対象区分:本人・配偶者・こども)

申込金額

●本人と一緒に配偶者・こどもも加入される場合、配偶者・こどもの保険金額は本人の同額以下としてください。
(例:配偶者が800万円に加入の場合、本人は800万円以上に加入することが条件です。)

加入対象区分	死亡または高度障害障害状態(障害年金1級、2級)の時 死亡保険金・高度障害保険金	障害状態 (障害年金1級、2級) の時 障害初期給付金	性別	保険年齢 (歳)	15-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-64歳	65歳	66-70歳	71歳
					男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本 人	2,500 万円	250 万円	男性 女性	6,425円 6,275円	6,550円 6,475円	6,750円 6,550円	7,075円 6,825円	7,650円 7,150円	8,500円 7,550円	9,850円 8,075円	8,900円 7,225円	10,625円 7,875円	12,275円 8,725円	
	2,200 万円	220 万円	男性 女性	5,654 5,522	5,764 5,698	5,940 5,764	6,226 6,732	6,732 7,480	6,644 8,668	7,106 7,832	6,358 9,350	6,930 10,802	7,678	
	2,000 万円	200 万円	男性 女性	5,140 5,020	5,240 5,180	5,400 5,240	5,660 5,460	6,120 5,720	6,800 6,040	7,880 6,460	7,120 5,780	8,500 6,300	9,820 6,980	
	1,800 万円	180 万円	男性 女性	4,626 4,518	4,716 4,662	4,860 4,716	5,094 4,914	5,508 5,148	5,436 5,814	5,814 5,202	6,408 5,670	7,650 6,282	8,838	
	1,500 万円	150 万円	男性 女性	3,855 3,765	3,930 3,885	4,050 3,930	4,245 4,095	4,590 4,290	5,100 4,530	5,910 4,845	5,340 4,335	6,375 4,725	7,365 5,235	
	1,200 万円	120 万円	男性 女性	3,084 3,012	3,144 3,108	3,240 3,144	3,396 3,276	3,672 3,432	4,080 3,624	4,728 3,876	4,272 3,468	5,100 3,780	5,892 4,188	
	1,000 万円	100 万円	男性 女性	2,570 2,510	2,620 2,590	2,700 2,620	2,830 2,730	3,060 2,860	3,400 3,020	3,940 3,230	3,560 2,890	4,250 3,150	4,910 3,490	
	800 万円	80 万円	男性 女性	2,056 2,008	2,096 2,072	2,160 2,184	2,264 2,288	2,448 2,416	2,720 2,584	3,152 2,312	2,848 2,520	3,400 2,792	3,928	
	500 万円	50 万円	男性 女性	1,285 1,255	1,310 1,295	1,350 1,310	1,415 1,365	1,530 1,430	1,700 1,510	1,970 1,615	1,780 1,445	2,125 1,575	2,455 1,745	
	300 万円	30 万円	男性 女性	771 753	786 777	810 786	849 819	918 858	1,020 906	1,182 969	1,068 867	1,275 945	1,473 1,047	
	200 万円	20 万円	男性 女性	514 502	524 518	540 524	566 546	612 572	680 604	788 646	712 578	850 630	982 698	

配偶者	死亡または高度障害 死亡保険金・高度障害保険金	性別	保険年齢 (歳)	18-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳	71歳	
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
	1,000 万円	1,000 万円	男性 女性	2,290円 2,230円	2,330円 2,300円	2,400円 2,330円	2,520円 2,430円	2,730円 2,550円	3,040円 2,690円	3,560円 2,890円	4,250円 3,150円	4,910円 3,490円	
	800 万円	800 万円	男性 女性	1,832 1,784	1,864 1,840	1,920 1,864	2,016 1,944	2,184 2,040	2,432 2,152	2,848 2,312	3,400 2,520	3,928 2,792	
	500 万円	500 万円	男性 女性	1,145 1,115	1,165 1,150	1,200 1,165	1,260 1,215	1,365 1,275	1,520 1,345	1,780 1,445	2,125 1,575	2,455 1,745	
	300 万円	300 万円	男性 女性	687 669	699 690	720 699	756 729	819 765	912 807	1,068 867	1,275 945	1,473 1,047	
	200 万円	200 万円	男性 女性	458 446	466 460	480 466	504 486	546 510	608 538	712 578	850 630	982 698	
こ ど も				一律 280円(3~22歳)									
	400 万円			一律 140円(3~22歳)									

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=2025年1月現在満39歳6ヶ月を超える満40歳6ヶ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

*記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算保険料と異なった場合初回に遡って精算致します。

●いずれか1種類を選んでください。

●本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(こども特約、障害特約)をセットしたもので。

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

ご注意

●配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

●本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

●障害保険金・障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。

●死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金は重複して支払われません。

●障害初期給付金のお支払いは1回限りです。高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。

3

退職後も70歳まで
団体扱いで継続できます。

②生活維持コース

(半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

特
長

- 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付・ボーナス給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金形式でお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

保険料と保障額

〈加入対象区分:本人・配偶者〉【本人】死亡・高度障害のとき

D1(D)コース

保険年齢 (歳)

〈加入対象区分：本人〉 以下のコースは継続専用コースのため新規加入はできません。

G1(G)コース

保険年齢 (歳)	月額給付部分					ボーナス給付部分						
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)		
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15~30	1,292	833	1,700	6.3	25	1,913	2,508	1,617	550	12.3	25	619
31~35	1,064	686	1,400	5.2	25	1,575	2,052	1,323	450	10.1	25	506
36~40	1,261	1,079	1,300	4.8	25	1,463	2,619	2,241	450	10.1	25	506
41~45	1,584	1,200	1,200	5.4	20	1,313	3,168	2,400	400	10.9	20	437
46~50	1,940	1,470	1,000	5.9	15	1,065	3,492	2,646	300	10.6	15	319
51~55	2,384	1,664	800	4.7	15	852	5,364	3,744	300	10.6	15	319
56~60	2,730	1,662	600	5.1	10	622	5,460	3,324	200	10.3	10	207
61~65	2,139	1,131	300	5.0	5	303	4,278	2,262	100	10.1	5	101
66~70	3,177	1,530	300	5.0	5	303	6,354	3,060	100	10.1	5	101

H1(H)コース

保険年齢 (歳)	月額給付部分					ボーナス給付部分						
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)		
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15~30	684	441	900	5.3	15	958	1,368	882	300	10.6	15	319
31~35	608	392	800	4.7	15	852	1,140	735	250	8.8	15	266
36~40	689	589	710	4.2	15	756	1,397	1,195	240	8.5	15	255
41~45	845	640	640	3.7	15	681	1,663	1,260	210	7.4	15	223
46~50	1,028	779	530	4.5	10	549	1,979	1,499	170	8.8	10	176
51~55	1,341	936	450	3.8	10	466	2,682	1,872	150	7.7	10	155
56~60	1,365	831	300	5.0	5	303	2,730	1,662	100	10.1	5	101
61~65	1,070	566	150	4.1	3	150	2,139	1,131	50	8.3	3	50
66~70	1,589	765	150	4.1	3	150	3,177	1,530	50	8.3	3	50

【配偶者】死亡・高度障害のとき

申込金額	保険年齢 (歳)	月額給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
		男 性	女 性				
1,054万円	18~35	801	516	1,054	6.2	15	1,122
	36~40	1,022	875				
	41~45	1,391	1,054				
	46~50	2,045	1,549				
	51~55	3,141	2,192				
	56~60	4,796	2,920				
	61~65	7,515	3,974				
	66~70	11,162	5,375				
527万円	18~35	401	258	527	4.5	10	546
	36~40	511	437				
	41~45	696	527				
	46~50	1,022	775				
	51~55	1,570	1,096				
	56~60	2,398	1,460				
	61~65	3,758	1,987				
	66~70	5,581	2,688				
150万円	18~35	114	74	150	4.1	3	150
	36~40	146	125				
	41~45	198	150				
	46~50	291	221				
	51~55	447	312				
	56~60	683	416				
	61~65	1,070	566				
	66~70	1,589	765				

Z1(Z)コース

年 齢 (歳)	月額給付部分					ボーナス給付部分				
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約：万円)</th						

Cコース

年齢 (歳)	月額給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男 性	女 性				
15~30	3,040	1,960	4,000	15.0	25	4,501
31~35	3,040	1,960		15.0	25	4,501
36~40	3,880	3,320		18.2	20	4,379
41~45	5,280	4,000		23.6	15	4,261
46~50	7,760	5,880		34.5	10	4,149
51~55	11,920	8,320		67.3	5	4,042
56~60	18,200	11,080		67.3	5	4,042
61~65	28,520	15,080		67.3	5	4,042
66~70	42,360	20,400		67.3	5	4,042

Bコース

年齢 (歳)	月額給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男 性	女 性				
15~30	2,280	1,470	3,000	11.2	25	3,376
31~35	2,280	1,470		11.2	25	3,376
36~40	2,910	2,490		13.6	20	3,284
41~45	3,960	3,000		17.7	15	3,196
46~50	5,820	4,410		25.9	10	3,112
51~55	8,940	6,240		50.5	5	3,032
56~60	13,650	8,310		50.5	5	3,032
61~65	21,390	11,310		50.5	5	3,032
66~70	31,770	15,300		50.5	5	3,032

Aコース

年齢 (歳)	月額給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度 障害保険金 (万円))	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男 性	女 性				
15~30	1,520	980	2,000	7.5	25	2,250
31~35	1,520	980		7.5	25	2,250
36~40	1,940	1,660		9.1	20	2,189
41~45	2,640	2,000		11.8	15	2,130
46~50	3,880	2,940		17.2	10	2,074
51~55	5,960	4,160		33.6	5	2,021
56~60	9,100	5,540		33.6	5	2,021
61~65	14,260	7,540		33.6	5	2,021
66~70	21,180	10,200		33.6	5	2,021

退職後のお取扱いについて

- 退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。
- 配偶者は本人が継続加入中は70歳まで継続加入いただけます。

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超え満40歳6ヶ月まで。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約・年金払特約)をセットしたもので。
- いざか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- A、B、C、D、E、F、G、H、X、Y、Zは月払のみのコースです。(ボーナス払いはありません。)
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 表記以外の年齢の方の保険料は引受保険会社までお問い合わせください。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 詳細はパンフレットをご確認ください。

退職後も69歳まで
団体扱いで
継続できます。

③医療保障コース

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

特 長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 簡単な告知のみで加入できます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

〈加入対象区分：本人・配偶者・こども〉

保障内容	加入対象区分	本人		こども
		入院給付金日額 (申込コース)※1	死亡保険金※2	
月 払 保 険 料	15~20歳	8,000円	10万円	一律 679円 (0歳~22歳まで)
	21~25歳	5,000円		
	26~30歳	3,000円		
	31~35歳	2,000円		
	36~40歳	1,500円		
	41~45歳	1,000円		
	46~50歳	600円		
	51~55歳	400円		
	56~60歳	250円		
	61~65歳	150円		

退職後のお取扱いについて

- 退職後も69歳まで継続可能です。
- 退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

新規加入・増額の
お取り扱いはございません

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超え満40歳6ヶ月まで。
 - 申込額は、本人は8,000円・5,000円または3,000円、配偶者は5,000円または3,000円のいざか1つを選択できます。こどもは3,000円のみです。
 - 記載の保険料は本人加入者が1,000名以上の場合の保険料です。したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
 - 本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。
- ※1. 「入院給付金日額」とは、病気・ケガで継続して2日以上入院のときを条件とし、1日目より給付されます。
- ※2. 死亡したときに死亡保険金をお支払いいたします。
- ※3. 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
- ※4. 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

アクティブコース

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
- 入院・通院保険金は1日目からお支払いします。

補償額と月払保険料

〈加入区分：本人・配偶者・こども〉

●本人

補償項目	Aコース	A1コース	Dコース	A'Dコース
入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,200円	日額 7,000円
通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,600円	日額 3,800円
手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.6・3.2万円	3.5・7万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)	—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)	—	10,000万円	10,000万円	10,000万円
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)	—	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)	—	10万円	10万円	10万円
救援者費用等保険金	—	200万円	200万円	200万円
月払保険料	660円	790円	640円	1,300円

●配偶者・こども

補償項目	Bコース(配偶者) Cコース(こども)	B1コース(配偶者) C1コース(こども)	Eコース(配偶者) Fコース(こども)	B'Eコース(配偶者) C'Fコース(こども)
入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,300円	日額 7,100円
通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,900円	日額 4,100円
手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.65・3.3万円	3.55・7.1万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)	—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)	—	—	—	—
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)	—	—	—	—
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)	—	10万円	10万円	10万円
救援者費用等保険金	—	200万円	200万円	200万円
月払保険料	660円	730円	650円	1,310円

ご加入に関する注意事項

本人Aコースに加入の場合は、配偶者・こどもはBコース・Cコースのみが選択可能です(その他の配偶者・こどものコースは選択できません)

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人(Aコースを除く)の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

・配偶者
・本人またはその配偶者の同居の親族
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをおいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更など

*補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

医療費支援コース(先進医療型)

新規加入の
お取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

特長

- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。(通算2,000万円まで)(対象となる先進医療についてはパンフレットの給付金に関するご注意をご覧ください。)
- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

保障内容

〈加入対象区分：本人・配偶者・こども〉 基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額(コース)：本人・配偶者：3万円、こども：2.5万円

加入対象区分	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> <入院支援給付金>	入院を伴わない 手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> <外来手術給付金>	入院を伴わない 放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> <外来放射線治療給付金>	先進医療による 療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> <先進医療給付金>
本人・配偶者	3万円	3万円	3万円	先進医療の技術に 係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
こども	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

*入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

*外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医疗保险制度における保険給付の対象となる手術とします。

*外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医疗保险制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

*先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

*「入院日数」は、暦の上の日の単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月払保険料

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

3万円コース(支援給付金額3万円) (単位:円)

加入対象区分・年齢	月払保険料	
性別	男性	女性
本人・配偶者	15歳～20歳	346
	21歳～25歳	304
	26歳～30歳	310
	31歳～35歳	331
	36歳～40歳	397
	41歳～45歳	481
	46歳～50歳	613
	51歳～55歳	784
	56歳～60歳	1,057
	61歳～65歳	1,414
	66歳～69歳	1,633
	70歳	1,750
		1,366

2.5万円コース(支援給付金額2.5万円) (単位:円)

加入対象区分・年齢	月払保険料
こども(0歳～22歳)	一律 343

*年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超えて40歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

*記載の保険料は加入者が3,000名以上4,999名未満の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に適切な保険料を適用させていただきます。

*こどもについては、本人が加入している公的医疗保险制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

*配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセッドでご加入ください。

*本人が脱退した場合には、配偶者、こどもは同時に脱退となります。

*こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員加入となります。

*本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

*給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

退職後も70歳まで
団体扱いで
保障を準備できます。

70歳継続コース

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配定期保険(II型)[生命保険])

特長

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- ご退職後も70歳まで保障を準備できます。
- 配偶者も加入することができます。
- 保険料率はご加入後満期まで同一です。

保障内容

○死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金 300万円

〈加入対象区分:本人・配偶者〉

《リビング・ニーズ特約》

余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月払保険料

年齢・性別により異なります。

※下表は本年度新規加入者用です。現在加入されている方
については加入時の保険料率が適用されています。

月払保険料 <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円>

年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
15歳	1,029円	672円	28歳	1,314円	828円	41歳	1,818円	1,074円	54歳	2,730円	1,446円
16歳	1,044円	681円	29歳	1,338円	843円	42歳	1,869円	1,101円	55歳	2,823円	1,479円
17歳	1,065円	690円	30歳	1,371円	861円	43歳	1,926円	1,128円	56歳	2,919円	1,509円
18歳	1,086円	702円	31歳	1,404円	873円	44歳	1,986円	1,152円	57歳	3,024円	1,545円
19歳	1,104円	714円	32歳	1,434円	891円	45歳	2,046円	1,179円	58歳	3,132円	1,584円
20歳	1,125円	723円	33歳	1,470円	909円	46歳	2,115円	1,209円	59歳	3,246円	1,620円
21歳	1,143円	735円	34歳	1,506円	930円	47歳	2,181円	1,239円	60歳	3,360円	1,656円
22歳	1,164円	747円	35歳	1,545円	948円	48歳	2,253円	1,269円	61歳	3,486円	1,695円
23歳	1,188円	759円	36歳	1,587円	966円	49歳	2,328円	1,302円	62歳	3,615円	1,737円
24歳	1,212円	771円	37歳	1,626円	987円	50歳	2,406円	1,329円	63歳	3,750円	1,779円
25歳	1,233円	783円	38歳	1,674円	1,008円	51歳	2,484円	1,359円	64歳	3,888円	1,824円
26歳	1,257円	798円	39歳	1,716円	1,032円	52歳	2,562円	1,389円	65歳	4,029円	1,872円
27歳	1,284円	813円	40歳	1,767円	1,050円	53歳	2,643円	1,416円			

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超過満40歳6ヶ月まで
- この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- 記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります)。
- 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり・約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- 本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- 死亡・高度障害保険金は年金形式の受取り可能です。

新規加入の
お取り扱いはございません
(生活支援コースオプション)

退職後も75歳まで
団体扱いで
継続できます。

生活維持ロング

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

特長

- 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金形式でお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
- 退職後も75歳まで同じ制度内容で継続が可能です。

月払保険料と保障額

〈加入対象区分:本人・配偶者〉

死亡・高度障害のとき

【本人】Sコース 【配偶者】600万円コース: 必要保障額の100%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男性	女性				
	498	336				
15~35	498	336	600	10.1	5	606
36~40	624	540				
41~45	834	642				
46~50	1,206	924				
51~55	1,830	1,290				
56~60	2,772	1,704				
61~65	4,320	2,304				
66~70	6,396	3,102				
71	8,370	4,104				
72	9,264	4,572				
73	10,290	5,124				
74	11,484	5,724				
75	12,894	6,384				

【本人】Tコース 【配偶者】400万円コース: 必要保障額の80%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男性	女性				
	332	224				
15~35	332	224	400	6.7	5	404
36~40	416	360				
41~45	556	428				
46~50	804	616				
51~55	1,220	860				
56~60	1,848	1,136				
61~65	2,880	1,536				
66~70	4,264	2,068				
71	5,580	2,736				
72	6,176	3,048				
73	6,860	3,416				
74	7,656	3,816				
75	8,596	4,256				

【本人】Uコース 【配偶者】200万円コース: 必要保障額の60%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	受取全期間の 平均受取額 (約:万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約:万円)
	男性	女性				
	166	112				
15~35	166	112	200	5.5	3	200
36~40	208	180				
41~45	278	214				
46~50	402	308				
51~55	610	430				
56~60						

療養サポート 短期療養サポート

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(生活維持コースオプション)

(特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】)

特長

- 休職(就業不能状態)が不支給期間※20日を超えて継続している場合に、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神疾患による就業不能状態もお支払いします。
※不支給期間とは、就業不能状態に該当した日以後、当制度のお支払いの対象となる期間をいいます。
※給付金のお支払いについて、パンフレットの56~60ページに詳細が記載されています。必ずご確認ください。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合に配当金をお支払いします。

保障内容

〈加入対象区分：本人〉

給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
就業不能状態が20日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約 特定精神障害給付特約 【就業不能給付金】または【特定精神障害給付金】	5万円	10万円
第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき 初期支援給付特約【初期支援給付金】	2.5万円	5万円

給付イメージ



*就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。
特定精神障害給付金のお支払いは通常18回を限度とします。
就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

月払保険料

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約、初期支援給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース		
	年齢	男性	女性	男性	女性
15歳～19歳	593円	693円	1,185円	1,385円	
20歳～24歳	610円	648円	1,220円	1,295円	
25歳～29歳	605円	773円	1,210円	1,545円	
30歳～34歳	680円	873円	1,360円	1,745円	
35歳～39歳	740円	885円	1,480円	1,770円	
40歳～44歳	785円	983円	1,570円	1,965円	
45歳～49歳	930円	1,160円	1,860円	2,320円	
50歳～54歳	1,195円	1,285円	2,390円	2,570円	
55歳～59歳	1,663円	1,483円	3,325円	2,965円	
60歳～64歳	2,485円	2,048円	4,970円	4,095円	
65歳～69歳	3,100円	2,258円	6,200円	4,515円	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※記載の保険料は加入者が20名以上999名以下の場合の保険料です。
したがって実際の加入者数が異なれば左記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。
※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。
※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。
※給付金の受取人は被保険者です。

長期療養サポート

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

特長

病気やケガにより免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

万一、病気やケガで長期休職になった場合

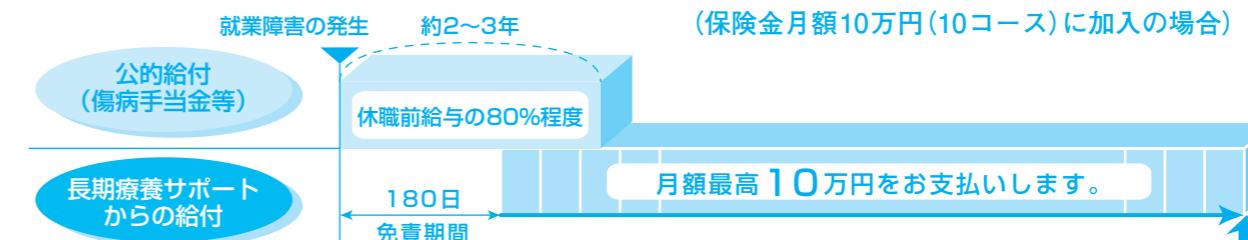
一定期間(2～3年)
は公的給付(傷病手当金等)が支給されます。

その後、職場復帰(再就職)
できなかった場合、収入が大きく減少する事があります。

『長期療養サポート』は、月額最高10万円または5万円を最長60歳(55歳～64歳の方は3年が限度)まで補償する制度です。

補償内容

〈加入区分：本人〉



月払保険料

コース 年齢(満)	免 責 期 間	補償対象 期 間(注)	保険金月額5万円(5コース)		保険金月額10万円(10コース)	
			男 性	女 性	男 性	女 性
15～24歳	180日	60歳	450円	300円	899円	600円
			464円	386円	928円	772円
			501円	511円	1,002円	1,022円
			599円	729円	1,199円	1,458円
			864円	1,128円	1,728円	2,256円
			1,173円	1,508円	2,345円	3,016円
			1,422円	1,684円	2,843円	3,369円
		3年	1,331円	1,401円	2,663円	2,802円
			2,262円	2,123円	4,524円	4,245円

(注)補償対象期間は契約年齢が54歳までの場合は最長60歳まで、55歳～64歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24ヶ月が限度となります。

*保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

*年齢は2025年6月1日現在の満年齢です。

*記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

重病克服支援コース

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(医療保障コースオプション)

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(II型)[生命保険])

特 長

- 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保 障 内 容 等

[加入対象区分: 本人・配偶者]

保障区分	保障内容	保険金額		
		100万円	200万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [時定疾病保険金] ^(※2)	100 万円	200 万円	300 万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] ^(※2)			
7大疾病 保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患 ^(※3) ・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき [7大疾病保険金] ^(※4)	50 万円	100 万円	150 万円
	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] ^(※4)	10 万円	20 万円	30 万円

(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※3)重度の高血圧性疾患とは高血圧性網膜症を指します。

(※4)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

(注)特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<保険金額300万円の場合>



(※)「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(II型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

・特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は年金形式の受取りも可能です。

月払保険料

[加入対象区分: 本人・配偶者]

・年齢・性別により異なります。

月払保険料 <保険期間1年、集団月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円>

(単位:円)

男 性

年齢	本 人・配偶者		
	保険金額	100万円コース	
		主契約	7大疾病 保障特約
15歳	100万円	50万円	10万円
16~20歳	148	65	13
21~25歳	199	70	13
26~30歳	204	80	14
31~35歳	253	105	16
36~40歳	344	135	20
41~45歳	478	195	30
46~50歳	801	340	47
51~55歳	1,332	540	72
56~60歳	2,088	920	124
61~65歳	3,257	1,465	227
66~70歳	4,824	2,115	348

年齢	本 人・配偶者		
	保険金額	100万円コース	
		主契約	7大疾病 保障特約
15歳	100万円	50万円	10万円
16~20歳	123	65	15
21~25歳	148	75	25
26~30歳	189	100	32
31~35歳	271	145	45
36~40歳	400	220	61
41~45歳	586	365	80
46~50歳	740	475	100
51~55歳	969	605	103
56~60歳	1,195	805	119
61~65歳	1,698	955	161
66~70歳	2,244	1,275	181

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超え満40歳6ヶ月まで

この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。

記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。

その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。

記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

・配当金はありません。

加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

(*)保険額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

短期医療プラス

(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】)

特 長

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

保 障 内 容

〈加入対象区分:本人・配偶者〉 保険契約の型:A型、
入院給付金の型:2-124日型、
入院給付金日額:5,000円・3,000円

保険金・給付金	支 払 事 由	給 付 金 額
災害入院 給付金	災害で継続して2日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 入院日数
疾病入院 給付金	病気で継続して2日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 入院日数
集中治療 給付金	災害や病気で所定の集中治療室(ICU)管理を受けられたとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 集中治療室管理日数 (手術の種類により) の5倍・10倍・20倍・40倍 3,000円 5,000円 (5倍の例:その他所定の条件を満たす手術 10倍の例:虫垂切除術 20倍の例:甲状腺手術 40倍の例:脳神経腫瘍摘出術)
手術給付金	災害や病気で所定の手術を受けられたとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の10倍(1回の手術につき) (手術の種類により) の5倍・10倍・20倍・40倍 3,000円 5,000円 (5倍の例:その他所定の条件を満たす手術 10倍の例:虫垂切除術 20倍の例:甲状腺手術 40倍の例:脳神経腫瘍摘出術)
手術後療養 給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の10倍(1回の手術につき)
死亡保険金	死亡したとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の100倍
高度障害 保険金	高度障害状態になったとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の100倍

月 払 保 险 料

保険期間1年、集団扱月払
保険契約の型:A型、入院給付金の型:2-124日型、
入院給付金日額:5,000円・3,000円

年 齢	3,000円コース		5,000円コース	
	男 性	女 性	男 性	女 性
15 歳	675 円	675 円	1,125 円	1,125 円
16~20	774	768	1,290	1,280
21~25	846	834	1,410	1,390
26~30	930	921	1,550	1,535
31~35	993	987	1,655	1,645
36~40	1,068	1,062	1,780	1,770
41~45	1,194	1,179	1,990	1,965
46~50	1,482	1,461	2,470	2,435
51~55	1,722	1,680	2,870	2,800
56~60	2,097	2,022	3,495	3,370
61~65	2,835	2,694	4,725	4,490
66~70	3,996	3,765	6,660	6,275

新規加入・増額の
お取り扱いはございません
(医療保障コースオプション)

退職後も69歳まで
団体扱いで継続できます。

医療充実コース

(医療保険【損害保険】)

特 長

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾患による入院・手術の場合、医療保障コースに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

補 償 内 容

入院保険金日額5,000円の場合

○三大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき 三大疾病:糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金	5,000円 × 入院日数
○三大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき 糖尿病手術保険金+三大疾病:糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金	手術の種類に応じて 10万円・20万円・40万円
○疾病により所定の手術を受けたとき 疾 病 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
○傷害により所定の手術を受けたとき 傷 害 手 術 保 険 金	手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円
○所定の要介護状態になったとき 介 護 保 険 金	100万円(1回限度)
○女性疾患で入院したとき 女性疾患入院保険金	+5,000円 × 入院日数
○女性疾患で所定の手術を受けたとき 女性疾患手術保険金	手術の種類に応じて +5万円・+10万円・+20万円
○女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき 女性疾患手術保険金	手術の種類に応じて 10万円・20万円
○親が所定の要介護状態になったとき 親介護保険金	親介護特約のコースに応じて 100万円・200万円・300万円のいずれか(1回限度)

○「三大疾病」とは、がん(上皮内がんを含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。
○「女性疾患」には、子宮がん、乳房がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
*糖尿病・高血圧入院保険金・腎臓病・肝臓病入院保険金・女性疾患入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
*三大疾病入院保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
*介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
*介護保険金は入院保険金日額にかかわらず全コース一律100万円です。
*本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など

※この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾患特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

月 払 保 险 料

※医療保障コースの入院給付金日額と同日額でお申し込みください。

年齢区分	(単位:円)			【女性疾患特約】 (単位:円)	【親介護特約】 (単位:円)	親介護部分 (単位:円)
	本人	本人・配偶者	ALコース	本人	本人・配偶者	Rコース (300万円) Qコース (200万円) Pコース (100万円)
15歳	750	480	300	490	310	180
16歳~20歳	820	520	320	490	310	180
21歳~25歳	840	540	340	550	350	200
26歳~30歳	950	610	370	800	500	300
31歳~35歳	1,000	630	380	690	440	260
36歳~40歳	1,010	630	380	740	460	270
41歳~45歳	1,070	680	420	910	580	340
46歳~50歳	1,260	800	490	1,130	710	420
51歳~55歳	2,040	1,290	810	1,310	820	490
56歳~60歳	3,030	1,940	1,220	1,470	920	550
61歳~65歳	4,510	2,930	1,880	1,520	950	570
66歳~69歳	6,420	4,250	2,820	1,540	970	580

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2025年6月1日現在満39歳6ヶ月を超え満40歳6ヶ月まで
※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
○医療充実コースのみのご加入はできません。医療保障コースと同日額にてご加入ください。
○配偶者・親だけのご加入はできません。ご加入できません。
○本人の親は、本人の医療充実コース加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の医療充実コース加入が条件です。
○本人が脱退した場合には、配偶者・親は同時に脱退となります。

退職後のお取扱いについて

- 退職の方のみ退職後も69歳まで継続可能です。
- ご継続には医療保障コースへの加入が必要です。
- 退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

健康づくりサポート

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず重病克服支援コースとセットでご加入ください。

■サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



一次予防「健康増進」

生活習慣等の見直し・改善により
病気そのものの発生を予防

二次予防「早期発見」

早期発見・早期治療により、
病気が進行しないうちに治療

三次予防「再発防止」

必要な治療等により、
機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

① 気づき

●季刊誌「健康情報」

お届け（年4回）

健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。（日経ヘルス編集）

② 行動

●ヘルシーファミリー倶楽部

ご利用はWebで

最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

●相談ダイヤル

お電話で

様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・。ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

③ 増進

●テレセカンド®

お電話で

病院に受診することなく、名医^(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお応え。

- 臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
- 看護師が第三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート

*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国およびその他の国におけるBestDoctors,Inc.の商標です。

Best Doctors,Inc.は、グローバルバーチャルケアリーダー、Teladoc Health,Inc.およびTeladoc Health International, S.A.U.の一員です。

●ホスピサーチ®

お電話で

名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。

- お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
- 確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

●WELBOX（ウェルボックス）

ご利用はWebで

国内約43,000以上の宿泊施設や育児・介護、健康・自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

（神奈川県箱根、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原）

●CLUB FUJITA

お電話で

会員制リゾートホテル施設ウィス タリアンライフクラブ（全国7施設）を優待料金で利用可能。

（神奈川県箱根、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原）

■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間

加入期間 1年間（2025年6月1日～2026年5月31日）で以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。

運営費

加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円（月額、消費税を含む）をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

サービス運営費
月額
200円

新規加入のお取り扱いはございません
(医療保障コースオプション)

各制度のお取扱について(共通部分)

保険期間

生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース（先進医療型）、長期療養サポート、短期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース

1年間(2025年6月1日～2026年5月31日)で、以後毎年更新します。

生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース（先進医療型）

保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス給付部分については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

70歳继续コース

2025年6月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

申込方法

生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース（先進医療型）、短期療養サポート、長期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。申込書は3枚複写となっております。3枚目は本人控として保管ください。

70歳继续コース

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

アクティブコース

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

継続加入の取扱い

生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース（先進医療型）、短期療養サポート

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額・入院給付金日額・給付金額・基準給付金月額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・基準給付金月額・受取人等の変更の申し出がない場合も、従前どおりのご加入内容で継続となります。

アクティブコース

加入の次年度からは、明治安田損害保険㈱またはお客様から特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となります。

長期療養サポート

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となります。

医療充実コース

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢等により算出し変更となります。

自動更新の取扱い

重病克服支援コース、短期医療プラス

保険期間の満了日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

70歳继续コース

ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保険料

生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース（先進医療型）、70歳继续コース

毎月の保険料の支払は、教職員互助組合購入資金借用申込書により与から控除されます。ボーナス払保険料については6月と12月の給与より月額保険料に上乗せして控除します。（月額保険料・ボーナス払保険料の初回は2025年6月分より）

借用申込書は6月初旬に送付いたします。

※任期付・臨時の任用職員の方は、教職員生協より口座引落での請求となります。新規加入時に「預金口座振替依頼書」をご提出いただいている

ます。

税法上の取扱い

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

●本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

●本人が受取る配偶者・ごどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

●また、配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

●高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金・入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金・就業不能給付金・特定精神障害給付金・初期支援給付金・特定疾病保険金・7大疾病保険金・がん・上皮内新生物保険金・入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金は非課税です。

●本人の年金資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。

●ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

雑所得=基本年年額+増加年年額-基本年年額×年金原資

年金支給総額

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

●70歳继续コースの解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

※一時所得の課税対象額=(解約時受取金-総払込保険料-50万円)×1/2

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

退職後の継続について

※今年度末退職予定者は必ずご確認ください。

退職後継続制度について改定があります。

1. 退職時期による継続の制限がなくなりました。
2. 退職後継続可能年齢が延長されました。

改定前			
定年退職	早期退職	制度名称	退職後の取扱い
○	×	生活支援コース	65歳まで※1
○	×	生活維持コース	65歳まで※1
○	×	医療保障コース	69歳まで※1
○	×	医療充実コース	69歳まで※1
○	○	生活維持ロング	70歳まで※1
○	○	アクティブコース	70歳まで※1
○	○	医療費支援コース(先進医療型)	70歳まで※1
○	○	70歳継続コース	70歳満了※2
○	○	重病克服支援コース	70歳まで※1
○	○	短期医療プラス	70歳まで※1
×	×	短期療養サポート	—
×	×	長期療養サポート	—
×	×	健康づくりサポート	—

改定後			
定年退職	早期退職	制度名称	退職後の取扱い
○	○	生活支援コース	70歳まで※1
○	○	生活維持コース	70歳まで※1
○	○	医療保障コース	69歳まで※1
○	○	医療充実コース	69歳まで※1
○	○	生活維持ロング	75歳まで※1
○	○	アクティブコース	70歳まで※1
○	○	医療費支援コース(先進医療型)	70歳まで※1
○	○	70歳継続コース	70歳満了※2
○	○	重病克服支援コース	70歳まで※1
○	○	短期医療プラス	70歳まで※1
×	×	短期療養サポート	—
×	×	長期療養サポート	—
×	×	健康づくりサポート	—

【ご確認いただきたい事項】

- 組織保険の更新日は毎年6月1日です。
- 退職後の申込内容については、今回配付されている申込書にてお手続きください。
- 退職と同時に自動脱退とはなりませんので、ご注意ください。
- 退職後は新規加入・増額のお取り扱いはございません。
- 継続・脱退を問わず、4・5月分保険料は、静岡県教職員生活協同組合より口座引き落としまたは振込用紙での請求となります。
- 6月分保険料より口座振替に変更となります。
- ※口座振替依頼書をご提出ください。

※1 生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、医療充実コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース(先進医療型)、重病克服支援コース、短期医療プラスの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 70歳継続コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

memo

記入例

1 団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

2 被保險者氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、氏名(カタカナ)・性別・生年月日をご記入ください。
 - 印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別に誤りがないか確認のうえ、生年月日をご記入ください。

3 申込欄(本人)記入方法

- ご希望のプランをいずれか一つ選択し、チェックしてください。
 - 自由選択プランをご希望の方は、加入希望のコースをご記入いただき、加入希望なしの制度欄は「加入しない」にチェックしてください。

4 申込欄(配偶者・子ども・本人の親・配偶者の親)記入方法

- ご希望のプランまたはコースをいずれか一つ選択し、チェック・記入してください。
 - 加入希望なしの制度欄は、「加入しない」にチェックしてください。

⑤ 申込日(告知日)

- 必ず記入してください。

「確認印」兼「申込印」兼「告知印」

- 印鑑ははっきりと押印してください。
※3枚複写になっていますので、必ず3枚すべてに
押印願います。(訂正印についても同様)

※減額・脱退・その他の変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。
●申込書の裏面に健康状態の告知欄がありますので必ず確認をお願いします。

- 申込書の裏面に健康状態の告知欄がありますので、お読みください。

6 死亡保險金受取人欄 7 指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
 - 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)の中からご指定をお願いします。

8 アクティブコースの職業・職務告知欄

- 職業・職務を告知願います。
 - 本人が「教職員」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、記入してください。
 - 本人が「教職員」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。

記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を記入のうえ、申込印と同じ印鑑で訂正印を押印ください。

健康づくりサポートについて新規加入・内容変更(解約)を希望される場合は別途お申出ください。

(所定の手続書類を別途ご用意しております。)

memo

memo